

# 産業消防常任委員会会議記録

日 時 令和2年5月8日（金曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午前10時48分 散会

---

付託事件

(1) 所管事務調査

---

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

① 新型コロナウイルス感染症に係る事業者への支援について (商工課)

(2) その他

2 出席委員（7名）

|     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 大津亮一君 | 副委員長 | 森正慶君  |
| 委員  | 田口文明君 | 委員   | 黒木勇君  |
| 委員  | 渡辺政明君 | 委員   | 栗原文隆君 |
| 委員  | 内藤丈男君 |      |       |

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

|        |       |                      |        |
|--------|-------|----------------------|--------|
| 副市長    | 田尻充君  |                      |        |
| 産業経済部長 | 鈴木吉昭君 | 産業経済部<br>参事兼<br>商工課長 | 長谷川昌人君 |
| 消防長    | 小泉直紀君 | 消防総務課長               | 箕輪重美君  |

6 事務局職員出席者

|    |        |    |       |
|----|--------|----|-------|
| 書記 | 大内しおり君 | 書記 | 島田祐輔君 |
|----|--------|----|-------|

午前10時 0分 開議

○大津委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから産業消防委員会を開会いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策として、本日の執行部の出席は、副市長、各部長、各部筆頭課長及び報告事項の関係課長として最小限にとどめるとともに、マスクの着用を依頼しておりますので、あらかじめ御承知おきます。

また、委員会の会議時間の短縮を図るため、スムーズな議事進行に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

新型コロナウイルス感染症に係る事業者への支援について、執行部より説明願います。

長谷川参事兼商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 新型コロナウイルス感染症に係る事業者への支援について、商工課提出資料に基づき御説明いたします。

中小企業をはじめとした事業者に対する支援策につきましては、4月10日の産業消防委員会におきまして、国の支援策の概要について御説明させていただいたところであります。本日は、それ以降に公表されました国・県の支援制度の概要とともに、本市独自の支援制度の概要について報告するものでございます。

新たに追加した支援制度につきましては、資料中、アンダーラインで表記しておりますので、そちらを中心に御説明いたします。

1の国の主な支援策のうち、(2)イの①民間金融機関による信用保証付融資でございますが、これまでの政府系金融機関の融資に加えまして、売上高等の減少など一定の要件の下、民間金融機関の融資に関しても保証料を減免するとともに、3年間利子補給を実施し、資金繰りを支援するものでございます。

(3)給付金、アの持続化給付金につきましては、売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者に対しまして、法人200万円以内、個人事業主等は100万円以内を支給するものであり、5月1日から国において申請受付がスタートしたところでございます。

2ページを御覧願います。

中段、2の県の主な支援策でございますが、茨城県議会におきましては4月27日に臨時会が行われ、新たな支援制度に係る補正予算が議決されたところでございます。

(2)の新型コロナウイルス感染症対策融資につきましては、既存の借入れに係る返済負担を軽減するとともに、資金繰りの機会の拡充を図るため、県の融資制度として国の財源を活用し、3年間無利子・無担保や信用保証料全額負担により支援するものでございます。

(3)新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金につきましては、売上げが減少し、かつ公的融資制度や民間金融機関からの借入れが困難な事業者に対し、茨城県が200万円を限度に無利子・無担保により貸付けを行うものでございます。

(4)の休業要請協力金につきましては、茨城県が休業要請する施設において、休業に協力した事業者に対

し、最大で30万円を支給するものであり、5月1日から県において申請受付がスタートしたところがございます。

(5)の新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成事業につきましては、従業員を解雇せず、雇用の維持に努めている中小企業に対し、雇用調整助成金の上乘せ助成を行うことにより、雇用の維持を支援するものがございます。

3ページを御覧願います。

3、水戸市独自の支援策についてでございますが、(1)無料相談窓口につきましては、市役所5階に特設窓口を4月22日から開設いたしまして、毎週月曜日は中小企業診断士、毎週水曜日は行政書士、毎週金曜日は社会保険労務士により、事業者ニーズに応じて必要な支援制度を活用できるよう相談支援を実施しているところでございます。

(2)の事業者支援制度活用促進補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る国・県等の各種支援制度の円滑な活用を促進するため、申請手続等を行政書士等の専門家に依頼した場合にかかる費用の一部を、5万円を上限に補助するものでありまして、申請受付を開始しているところでございます。

(3)その他といたしまして、昨日、水戸市議会臨時会の招集が告示されたところでございまして、本市といたしましてもさらなる独自支援策を実施していく考えでありまして、それら本市独自の支援策につきまして市議会に御提案し、御審議いただく予定でございます。

引き続き、市内事業者支援に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

説明につきましては、以上でございます。

○**大津委員長** 内容について、何か御質問等がございましたら発言を願います。

黒木委員。

○**黒木委員** 今、説明いただいたんですが、前回の委員会のときだったと思うんですが、商工課においてこれら事業者の方々の総合的な窓口としての役割を果たしていただきたいということをお願いしたんですが、商工課の体制的な部分、またどれくらいの受付件数になっているか、まずこれまでの動きについて説明いただけますか。

○**大津委員長** 長谷川参事兼商工課長。

○**長谷川産業経済部参事兼商工課長** 商工課の窓口体制としましては、人員等の体制につきましては特段人数を増やすことなく、現状の体制で実施しているところでございます。

窓口への相談件数につきましては、大体40件から50件程度、窓口のほうに来ているというような状況でございます。

〔「1日」と呼ぶ者あり〕

○**長谷川産業経済部参事兼商工課長** 1日当たりです。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** この中で、例えば私のところに相談が多いのは、持続化給付金の部分でありまして、どうも申請が、国の窓口に対するインターネットを使えないという方が非常に厳しい状況で、またフリーランス、個人事業主の方なんかは去年の事業を証明しろとかですわ、会社を立ち上げた証明書を出せとか、非常に難し

い内容を言われているということで、国とのやりとりが非常に複雑で理解できないという方、そういう方に対して商工課に来られた場合というのはどのような対応になるのでしょうか。

○**大津委員長** 長谷川参事兼商工課長。

○**長谷川産業経済部参事兼商工課長** 基本的には、持続化給付金につきましては国に申請していただくという形になりますけれども、申請書の申請要領等を窓口に来た方にはその場で配布をして、詳細に説明をしているというところと併せまして、先ほど説明いたしました相談窓口、それぞれ専門の方に来ていただいておりますので、そちらを御紹介して、そちらでより詳細な相談を受けていただく、そのようなことも促してはおります。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** 資料の3ページの水戸市無料相談窓口というところですね。①、②、③の中小企業診断士、行政書士、社会保険労務士による相談というところにつなげていくと言っているということでもよろしいんですね。

それと、同じページ、その下の(2)の手続を行政書士等に依頼した場合は上限5万円、補助率2分の1という、これも使えるということでもよろしいでしょうか。

○**大津委員長** 長谷川参事兼商工課長。

○**長谷川産業経済部参事兼商工課長** 基本的に、その無料相談窓口の専門家のほうにつないでいくというところでございます。

3の(2)の事業者支援制度活用促進補助金につきましては、そういった行政書士等を活用していただいた場合に、当然、手数料等も発生してまいりますので、かかった費用に対して事業者の方に補助をするということで、そちらも御案内をしているというところでございます。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** 制度が多岐にわたって、国の制度も非常に複雑になっております。

また、今説明いただいたように県の支援策も出てきまして、また水戸市でも3ページの一番最後に、今度開催される市議会臨時会で新たな支援策に向けて取り組むと、議案が提出されるということもございますので、何とかこれを分かりやすい形ですね、国、県、市、様々な施策を一つにまとめて、事業主の方、またこの相談に来られる方が水戸市に相談に来られる状況、こういう支援策がパッケージであります、相談できますよ、水戸市に来てください、分からなければ丁寧に説明させていただきます、社労士とかこういう方の補助もありますよとか、こういう周知が水戸市のホームページを見ててもほぼ分からない、たどり着けないというのが現状です。

ぜひ分かりやすい形で、市民の方に周知していただきたい。いろんな方法があるかと思うんですが、それをお願いしたいというふうに思います。

○**大津委員長** ほかにございますか。

渡辺委員。

○**渡辺委員** 今、課長のほうから細かく説明いただきありがとうございます。

4月10日の委員会で報告があり、また、今回その後の新しいものを御説明いただいたので、それを併せ

てちょっとお伺いしたいと思います。

まず、今メディアでは、全国的に中小企業、また零細企業、家族経営の厳しい話、とりわけ飲食店、またその関連のところが大変厳しいというような状況で、それに対応するように厚生労働省、経済産業省、中小企業庁、また茨城県等が様々な施策を発表しております。テレビなんかで見ていると何かややこしくて、同じようなものが、違う省庁からいわゆる施策として提案されているというようなことで、本当に今、黒木委員が話したように分かりづらいというようなところが本音なのかなというように、私も思っております。

そこで、まずお聞きしたいのが、水戸市の零細企業、または中小企業の方たちの今の課題、問題、またどれぐらいの方たちが御苦労なさっているのか、その現況等について、例えば数字的に、先ほど1日当たり四、五十件と言っていたので、10日だったら500件ぐらいになりますよね。その辺のところをどのような形で把握しているのか、また認識しているのか。まずその背景である地盤をちょっと聞かせていただきたいと思っております。

○大津委員長 長谷川参事兼商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 現在の状況と申しますか、先ほども1日当たり大体40件から50件ぐらい窓口に、相談も含めていらっしゃるという説明をさせていただきました。

現状といたしましては、貸付けというか、融資を受ける際にセーフティネットの認定というものもやってございまして、やはりそちらの書類には月の売上高の減少率等々を記載するというような条項がございます。そこで業種別に見ますと、やはり飲食業も多いですけれども、またそのほかにも様々な事業者の方々がその認定を受けに来ているという状況でございまして、渡辺委員がおっしゃるように、飲食店等は相当厳しい状況だということは認識をしております、そのほかの業種につきましてもかなり厳しい状況だというふうな認識でございます。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 今、課長のおっしゃったとおり、この循環型消費経済というのは、飲食店だけが、調子が悪いというだけじゃないんですよね。それに関連する、例えば物を売ったりする場合の仕入れ先にも大きな影響を与えてるわけですね。

ですから、ある程度、水戸市としてそういうものを含めて、アバウトでもいいんですけれども、その関連も含めると、このコロナ問題の被害状況について、例えば数百件、1,000件とか、そういうのを把握しておかないと、飲食店だけとかっていう話になってしまったんではまずいのかなと。これは循環型だから、まさしく全てが調子悪くなっているはずなんですよ。その辺の現況を、まずしっかり把握願いたいということでございます。そしてまた、その把握ができれば、今度はその対処の仕方も明確になってくるんじゃないのかなというふうに感じております。

そういうことを聞いた上で、ちょっとお聞きしたいんですけれども、今回のセーフティネット保証4号・5号及び危機管理保証を利用してとありますが、この4号・5号、危機管理保証というのはどういう内容なんでしょうか。私なんか素人なので分からないんですけれども、ちょっとそれお聞かせいただけますか。

○大津委員長 長谷川参事兼商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 こちらの資料に書いてございますように、金融機関からの融資を受け

る際に、セーフティネット保証4号といいまして、こちらにつきましては売上高が20%以上減少しているというような要件がございます。5号につきましては売上高5%以上減少で、危機管理保証は、例えば東日本大震災とかそういった大規模災害等が発生したときに、売上高が15%以上減少した場合など、それぞれそういった認定をして金融機関のほうに書類を添付して融資のほうを申し込んでいると、そういった中身でございます。

○**大津委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** この4号というのは、いわゆる事業者が、例えば売上高が前年比で20%減っていると、同じ月で。あとは5号の方というのは5%、いわゆる売上が減っているよというような方という認識でいいんですか。コロナの期間ですから2月から、例えば前年比で20%減っている人がセーフティネットの4号の対象者ということですね。分かりました。

これについても融資ですから、あくまでも返さなくちゃならないと、据置き3年とあってありましたね。3年間利子補給してくれるというふうなことになりますけれども、例えば今設備投資して、これ返さなくちゃならないという、なかなか厳しいところについて、また二重の債務を背負うというふうなことにもなりかねないというようなことで、事業者にとっては非常に厳しい話なのかなと思いますし、また、その下の政府系金融機関による融資というのがありますよね。棒線は引いていません。4月10日のときにもあったんですけど、この新型コロナウイルス感染症特別貸付、マル経融資、危機対応融資というのは、それぞれの性格が違うんですか、内容が違うんですか。

○**大津委員長** 長谷川参事兼商工課長。

○**長谷川産業経済部参事兼商工課長** 政府系金融機関の中で中小企業が日本政策金融公庫で借りる場合、もしくは例えば商工中金で借りる場合、それぞれで制度の融資名が違っていているというところがございますので、借りる先が違うというのが大きな違いでございます。

○**大津委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** そうすると、商工組合中央金庫でしたっけ。そこから借りると、例えばそれはマル経融資になるよと。違う政府系金融機関から借りると危機対応融資だよということなんですね。金融機関によって制度の名前が違うという理解でよろしいですか。

○**大津委員長** 長谷川参事兼商工課長。

○**長谷川産業経済部参事兼商工課長** 例えば今、渡辺委員がおっしゃったように、例えば商工組合中央金庫、いわゆる商工中金であれば、こちらについては危機対応融資というものをやっているというようなことでございます。

○**渡辺委員** はい。分かりました。

そうすると、これ融資後の3年間まで、当初金利から0.9%の引下げとありますので、例えば当初が10%だったら、10%から一気に0.9%まで下げてくれるということなのかな。

○**大津委員長** 長谷川参事兼商工課長。

○**長谷川産業経済部参事兼商工課長** 融資の利率につきましては、例えば民間金融機関であれば、それぞれ個別に設定しています。ただ、例えば10%のものであれば0.9%まで下げるということではなく……

〔「引く」と呼ぶ者あり〕

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 0.9%引くということなので、10%であれば9.1%でございます。

○渡辺委員 要は10%から0.9%引きますよと、9.1%になるということなんだね。

分かりました。この政府系金融機関というのは何社ぐらいあるの。商工中金とか含めてでしょうけれども。

○大津委員長 長谷川参事兼商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 あとは政策金融公庫になります。

○渡辺委員 政策金融公庫と、商工中金もそう。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 商工中金もそうです。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 あとほかにはないの。農林中金なんか関係ないんだね、じゃ。

はい、分かりました。

これは国のほうの制度で、そして今回、そういうもののほかに3の持続化給付金が出たというようなことで、先ほど黒木委員からお話があったように、申請手続きが非常に煩雑だというようなことでしたよね。

皆さん、瀬戸際という方もいるし、そういう部分を見ると、やはり手続の簡素化とか効率化というのを、私はしていくべきなのかなと思います。

それで、窓口なんですけれども、いわゆる国の主な支援策についての窓口は日本政策金融公庫各支店、商工中金各支店、各商工会議所、茨城労働局ほかになっているんだけど、ここに水戸市は入らないんですか。

○大津委員長 長谷川参事兼商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 水戸市もそのほかの部分の一つでございます。

当然、こちらには県も入っております。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 水戸市は水戸市で3ページに書いてありますよね。いわゆる水戸市無料相談窓口というふうなところがあるので、こういうふうな形で一般の事業者に話した場合は、国・県の支援策等について、水戸市の窓口でもしっかり分かりますよということを事業者きちんと教えないと、理解してもらえないといけないのかなというふうにとちょっと感じました。

そして、5の国のほうでやっている雇用調整助成金ですが、県のほうも雇用対策に雇用維持助成事業ってありますよね。この2つは同じなんですか。それとも違うの、この内容は。

○大津委員長 長谷川参事兼商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 2ページ、(5)のAにつきましては、国が支援する助成金でございます。こちらが資料に書いてあります米印の助成率というところで、中小企業が10分の9となつてございます。ここまでは国の助成になりまして、今回、県のほうで制度化された、2の(5)になりますけれども、その部分の10分の1に対して県が上乗せで補助をするというものでございます。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 そうすると、国のほうで10分の9に引上げと、米印で書いてありますよね。それで、その

10分の9に対して、また県のほうでは10分の1をプラスするという。上乗せなんですね、ここに上乗せて書いてありますけれども。これはそうすると両方に申請するの、県のほうと国のほうに。

○**大津委員長** 長谷川参事兼商工課長。

○**長谷川産業経済部参事兼商工課長** 県のほうからはそのように、それぞれに申請ということです。

○**渡辺委員** そうすると、順番としては国のほうからの金額が定まらないと県のほうは上乗せできないというふうなことで、二重手続になるわけですね。分かりました。

それと、(3)の県の主なものの中で、前年比50%売上げが減少し、かつ公的融資制度や民間金融機関から借入れが困難な事業者に対して、茨城県が200万円を限度に無利子・無担保による貸付けというようなことなんですね。これは貸付けだから後で返さなきゃだね。返すのは、これは例えば据置きと違ってあるんですか。

○**大津委員長** 長谷川参事兼商工課長。

○**長谷川産業経済部参事兼商工課長** 貸付限度額200万円で、貸付期間が10年以内、据置きが5年以内というような形になっております。

○**大津委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** そうすると、これの下に休業要請協力金がありますよね。貸付けは返さなくちゃならないと、下の4は休業に協力した事業者に対して最大30万円を支給するというようなことになっていますけれども、この休業要請を県が要請したわけだから、水戸市内の企業、事業者もそれに当てはまるんですか。

○**大津委員長** 長谷川参事兼商工課長。

○**長谷川産業経済部参事兼商工課長** 県の休業要請に伴いまして、対象施設を休業した事業者を対象に協力金を給付すると。当然、茨城県全体でございますので、水戸市の事業者も対象になります。

○**渡辺委員** 茨城県全体で何件とはちょっと把握していないと思うので、水戸市だと何件ぐらいになるんですか、これ。要請しているんな事業者が、8時までで店閉めましたとか、いろいろありますよね。その数は何件ぐらいなんですか。

○**大津委員長** 長谷川参事兼商工課長。

○**長谷川産業経済部参事兼商工課長** 約3万件と県は公表しております。そのうち、水戸市が約1割程度ぐらいというのを想定しています。

○**大津委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** そうすると、この申請は事業者に30万円を支給すると、最大ですから、その基準があるわけでしょう。その要請に対して1日全部休業しちゃったというのと半分だけ、夕方の5時から8時までやって、あとは休みにしちゃったというようなことでは金額が違うということですか。最大と書いてあるということは。

○**大津委員長** 長谷川参事兼商工課長。

○**長谷川産業経済部参事兼商工課長** 個別の休業施設について、何時から何時、飲食店等の定めがございます。

ここで言っている最大30万円でございますが、まず休業に協力した1事業者に10万円、貸貸している



事業者もいらっしゃいますので、そういった方にはプラスで10万円、さらに賃貸で2店舗以上経営している事業者さんにはプラス10万円、それで最大30万円ということになります。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 じゃ、その関連でお聞きしたいんですけども、事業者ですよ。例えば京成デパートさんなんか休んでいますよね。あそこにテナントがたくさん入っていますよね。京成デパートさん全体とテナントさんというのは別扱いになるんですか。テナントさんも京成デパートさんの休みに伴って休業していますよね。そうすると、そういうところも対象に入るんですか、別枠で。別枠というか別々に。

○大津委員長 長谷川参事兼商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 それぞれの休業要請等の対象施設が細かく分かれておりまして、京成やそのテナントさんの情報はちょっと把握してございません。申し訳ありません。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 要は水戸市内で京成デパートさんとか、ほかでもそうですよ。ほかでも休んでいる大型店、例えば内原のイオンだって食品以外は休んでいるでしょう。あそこにテナントだって入っているでしょう。あれみんなイオンさんのほうから要請によって休業しますよとなっているわけだから、あその各店舗もある意味対象者になっちゃうんだよね。だからその辺のところをしっかりと把握をしていただかないと、これ本当に関連でいくと結構多いんですよ。ですから、茨城県の公表した数字が意外と曖昧なんじゃないかなと思っ  
ているんですよ。独立して1つお店をやっているというような考え方でいっちゃうと、そのほかにも関連で結構、さっき言ったとおり循環型だから、大分広がってきているわけですね。

今日は公設地方卸売市場長がいないのであれなんですけれども、部長にもちょっとお聞きしたいんですけども、今、公設市場なんかは飲食店が駄目なんであれだけの数の仲卸さん、青果も鮮魚も含めてみんな大変ですよ、関連店舗さんも。そういうところも対象になるわけでしょう。事業者として公設市場内の問題じゃなくて、各店舗ごとの対象という考えでいいですよ。

○大津委員長 長谷川参事兼商工課長。

○長谷川産業経済部参事兼商工課長 ただいまの渡辺委員の御質問にお答えいたします。

公設卸売市場の中で営業しております例えば関連店舗でありますとか、そちらにつきましては、この項目の中に該当する場合にはもちろんその対象だというふうに考えてございます。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 いずれにしても、この基準が私にはよく分からないのよ。各店舗において。だから、水戸市では何件なんですかと聞いたんですよ。

要は、私休業しましたと、私3日間休みましたとか、私こういうわけで県からの要請によってこうしましたよというようなことですが、水戸市は要請していないんですから、県ですよ。国・県の要請に基づいてやっているわけだから、その辺のところをきちんと県のほうにしっかりと対応してもらわないと。水戸市が要請したら水戸市がしっかりやらなくちゃならないですよ。ただ、今回は国・県の要請に基づいているので、その辺のところを県のほうがどの辺まで把握して、詳細な店舗の業態も含めて正確に把握しているのか、今後そういう問題も発生してくるはずですから、ぜひしっかりと受け止めてチェックしておいてください。

それと、最後に水戸市の独自の支援策ということで、これは中小企業診断士云々とか書いてあります。1日40件、50件の相談があると、4月10日の委員会で言ったように、相手の方の相談の内容とか困り事の方向性などをしっかり受け止めて、まずはそれをしっかり精査した上でこういうところにつなぐというようなことが大切なのかなと思うんですよ。

皆さん、わらをもつかむ気持ちで電話してきたり、また窓口にいらっしゃると思うので、それを、はい、中小企業診断士につなぐので金曜日に来てくださいますとかじゃなくて、しっかり話を聞いてあげて、それはこうですよというのが私は大事なのかなと思います。

臨時会で水戸市単独の振興計画、また新型コロナウイルス対策をいろいろ考えていらっしゃるということなので、水戸市の施策がまたこれに加わるわけでしょう、今度新たに。14日に議決されれば。そうすると非常にたくさんのいろんな施策が湯水のように来ているので、それをどのような形で整理整頓して、先ほど黒木委員もおっしゃっていましたよ。どのような形でしっかり相手に御理解いただけるのか、それを私は早急にマニュアル化しておくべきなのかなと。黒木委員も言っていましたよね。整理整頓して、こういうのがあるというのを文言で書くと非常に分かりづらく書くんだよね、役所って。そうじゃなくて、相手の立場に立って分かりやすい感じのものをマニュアル化していただきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、新型コロナウイルス感染症がいつ終息するかが見えないという中での対応なので、これが一時的に終息すればいいんですけれども、これが長期化するとすると、さらに中小企業、また零細企業、家族経営のそういう事業者、また大企業にしたって、今日のニュースだとアメリカのほうじゃ老舗のデパートが倒産したという話もあるわけですから。そしてまた、安倍総理もこれは昭和初期の世界大恐慌と同じ程度の被害が全世界に出るんじゃないかというようなこともおっしゃっていますよ。

やはり水戸市としてはできることを最大限頑張って、生き残り策、持続できる、そういうサポートをしっかりしていただきたいというふうに私は願っております。

今、一生懸命努力してやっている方もいらっしゃるはずですよ。だから、そういう人たちを一日も早く救済できるように、迅速な対応を重ねてお願いをしたいと思います。

ちなみに、世界大恐慌が起こって、元の形に戻るのに約8年間かかったそうです。あの当時は情報機関とかそういうものが今より劣っていたわけですから、今の時代だともう少し回復が早いのかなと思うんですけれども、立ち直れないくらいの打撃を受けちゃいますと大変なことになりますので、ぜひ水戸市独自の、今度14日の臨時会でどのような振興策が出てくるのか分かりませんが、しっかりそういうものを考えていただいて、我々委員会としてもサポートをしていきたいというふうに思っております。

以上です。ありがとうございました。

○大津委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 ないようですので、次に、この際、特に執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

箕輪消防総務課長。

○箕輪消防総務課長 消防職員が4月10日に実施いたしましたPCR検査で陽性となり、新型コロナウイルス

ルス感染が判明した件につきまして御報告をさせていただきます。

職員の罹患に際しましては、委員の皆様には御心配、御迷惑をおかけいたしまして大変申し訳ございませんでした。

罹患した職員は4月25日のPCR検査の結果、陰性となり、翌4月26日に退院し、現在14日間の自宅待機中となっております。

また、同僚職員のうち、保健所の指導により15名を濃厚接触者とし、PCR検査を実施いたしましたが、全員陰性の判定となり、その後14日間の自宅待機の措置を取ってございました。なお、濃厚接触者15名につきましては、4月22日に自宅待機が解除となり、現在は通常勤務となっております。

この期間の消防体制につきましては、業務継続計画に基づき、人員シフトの調整などにより体制の確保を図り、業務への影響はないことを御報告いたします。

今後は、引き続き感染予防対策を講じ、業務における感染防止の徹底、勤務時間外における行動自粛などにより感染防止に全力を尽くしてまいります。

以上でございます。

○大津委員長 内容について、何か御質問等がありましたら発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 ないようですので、この件について終わります。

〔「ちょっと委員長いいですか。さっき聞き忘れたことがあって、商工のほうに」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 はい。渡辺委員。

○渡辺委員 さっき大事なことを聞き忘れちゃって。

メディアの報道でもあるんだけど、水戸市も同じなのかなと、困っているのかなと思うんですけども、何か対応策を取っているのかどうか。

学校給食、地産地消ということで今、水戸市でも新年度からいろいろ地産地消の中で水戸でできた作物を給食で使ってもらおうということで、ある程度計画を立ててやっていたと思うんですよ。その辺の現況について、今日農産振興課長がいないので、部長、何か聞いていますか。

○大津委員長 鈴木産業経済部長。

○鈴木産業経済部長 ただいまの渡辺委員の御質問でございますが、現在、給食のほうはストップしている状態になっておりますので、その地産地消のものについては食材提供できないという状態が続いております。

給食再開後には新たな取組として、さらに地産地消を推進するような取組を進めようという計画でおりますが、現在のところは提供できていないという状況でございます。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 いや、提供できていないのは分かっているんだけど、そういう農業従事者に対して、例えば何か対応、対策を取っているのかということを知りたいんです。

○大津委員長 鈴木産業経済部長。

○鈴木産業経済部長 ただいまの御質問でございますが、給食への食材提供をしていた主な農家さんにつきましては、別な販路として農協さんですとか、別なルートの販路を拡大して対応しているということで、大

きな売上げ減少にはつながっていないというような話は聞いております。

○**大津委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** それじゃ、困っていないということで理解してよろしいですね。

○**大津委員長** 鈴木産業経済部長。

○**鈴木産業経済部長** それぞれ創意工夫をして努力しているというところがございますが、ただ、やはりその影響というものはあるというふうに考えておりますので、その辺のお話もしっかりと受け止めながら、対応策については検討していきたいというふうに考えております。

○**大津委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** やっぱりね、俺ちょっと不思議に思っているんだけど、例えばそうやって努力して別の販路を開拓したと。例えば飲食業だとデリバリー、またお弁当を代わりにやったとか、そういうのをやっていますよね。

だから、例えば同じ補償をしたり、いわゆる手当てをするにしても、その辺のところを十二分に精査してもらわないと、努力したからあなたのところはもういいんだよというようなことではないと思うんですよ。販路を開拓したから、あなたのところは困ってないでしょうという話になっちゃうと、これまた違った様相になってくるので、この新型コロナウイルスという一つの部分の中での、いわゆる被害という部分では、まさしく一緒だと私は思っていますので、その辺の配慮もしっかりお願いをしたいというふうに思います。

それと、ちょっとさっき聞き忘れたんだけど、県のほうにも家賃の補助というのはあるのか。今、国のほうで家賃補助をやっていますよね。テナント料ですね。そういうものについては、どういうふうな現況になっていますか。

○**大津委員長** 長谷川参事兼商工課長。

○**長谷川産業経済部参事兼商工課長** 家賃補助について、国のほうでニュース、報道等でそういった制度を提供していくというところは聞いておりますが、県、市も含めまして、現在のところ、具体的にどのような制度をやっていくのかというところまでは把握をしておりません。

○**大津委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** 今日、公明党所属の副議長がいらっしゃいますけれども、要は今、各政党が個別にいろいろ御提案をしているんですよ。

今大事なのは、飲食店等にとって一番の負担というのは家賃だと思うんですね。固定費として毎月毎月、店を開めていようが、お客さんが入ってこまいが、固定した家賃は支払わなくちゃならないということで、非常に圧迫しているというようなことだと思うんですよ。

できれば、その家賃補助というものについてのきちんとした制度を、今決めているんでしょうけれども、そのときに水戸市としても即サポートできるような体制にしてほしいですね。

というのは、この家賃についても、現に大家さんに対して、もうこれだけお客さんが減っているんだから家賃減らしてよと言うと、大家さんのほうも、じゃ、困っているんならというようなことで家賃を下げていくところ、現実にあるんですよ。そういう現実などもきちんと把握していただいて、ましてや今度、例えば1軒のビルに何店舗か入っていて家賃が入ってきていると、テナント料としてもらっていますよという、

デパートなんかはもらっているわけだ。休んだデパートなんかのテナント料はどうなるのと、そういうのも今度出てくるし、さっき言った答弁もそうですよ。休業と家賃について整合性があるのか、両方からもらえるのかとか、それが制度化したら。その辺のところもしっかり整理整頓をしていただきたいなと思います。

今、何しろいろんな話がメディアから出て、情報が多過ぎて、どれがどれだかさっぱり分からないと。ネットで雇用の新型コロナウイルス対策を見たら、もう面倒くさくて手続なんかできないよ、あれ。ネットで見ていたら、こんな煩雑な申請書を書かなくちゃいけないのかとなっちゃうぐらいなんで。何か言っていることと実際の活動に差があり過ぎるような気がして、本当に助けたいのか、それとも基準をきつくして少しでも出さないようにしたいのかと、そういうふうに疑った考えが出るぐらい、ネットで見ていたら雇用調整助成金なんてのは、本当になかなかもれないぐらいの煩雑な手続になっているというふうに感じたので、できればそういうところについても行政書士さんとかいろんな方がサポートしているんでしょうから、その辺の手続の簡素化とか、そういうのも丁寧に教えてあげるのがいいのかなというふうに思っております。

すみません。2つ、ちょっと聞くのを忘れちゃったものですから。ありがとうございます。

○**大津委員長** 次に、その他に入ります。

委員より何かございましたらお願いいたします。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** それでは、以上をもちまして本日の産業消防委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時48分 散会